

(別紙様式1)

## 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：群馬県  
農業委員会名：高山村農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している      イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	告示による
改善措置	なし
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している      イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	1日程度
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している      イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している      イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	閲覧に供している
改善措置	公表の方法として、別な方法が必要であれば検討していく

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 4件、うち許可 4件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、複数の農業委員及び事務職員で現地調査並びに必要なに応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	4件		
		不許可処分理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、閲覧している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 15日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	-			

### (2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 16件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	複数の農業委員及び事務職員による書類審査及び現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、閲覧している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 15日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	-			

## (3) 農業生産法人からの報告への対応

※高山村は該当なし

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		法人
	うち報告書提出農業生産法人数		法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		法人
	対応状況	—	

## (4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	5件	公表時期 平成27年12月
		情報の提供方法: 全国農業会議所・農地情報システム及び告示で公開		
	是正措置	—		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	47件	取りまとめ時期 平成27年12月
		情報の提供方法: 相談があったときに提供している。		
	是正措置	—		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	731ha	整備方法 農地台帳システムで管理
		<small>データ更新: 転用及び非農地証明など農地移動に関するものは随時、データ反映している。また法務局からの土地登記済通知書の分については、一年に一度、住基と固定資産台帳との突合の際、システム会社が更新を実施。地図情報については座標によりオルソ画像で管理し、年に一度最新の情報に更新。</small>		
	是正措置	—		

## ※その他の法令事務

上記(1)から(5)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	該当なし
農地転用に関する事務	該当なし
農業生産法人からの報告への対応	該当なし
情報の提供等	該当なし
その他法令事務に関するもの	該当なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成27年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	731ha	73ha	9.98%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、ここ数年間で新たな耕作放棄地が発生している傾向にある。平成23年12月の農業振興地域整備計画の見直しにより、耕作が放棄され山林原野化した農地(赤判断農地)は一筆調査を行い全て白地へと移行。今後、非農地証明書の発行により山林原野に登録を促す。(上記、遊休農地面積には、全体調査赤判断農地を含む)		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1.0ha	1.4ha	140%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月	19人	11月～3月	
	調査方法	1 平成23年4月1日で更新された航空写真(地図情報システム)を基に管内の農用地区域について調査を実施、平成20年度からの継続調査として日頃から重点的にその農地を監視する。(地元農業委員) 2 調査実施時期に、監視実績を基に事務局が再度調査する。			
遊休農地への指導	実施時期:3月～4月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		11月	18人	11月～2月	
	調査方法	1 平成23年4月1日で更新された航空写真(地図情報システム)を基に管内の農用地区域について調査を実施、平成20年度からの継続調査として日頃から重点的にその農地を監視する。(地元農業委員) 2 調査実施時期に、監視実績を基に事務局が再度調査する。			
	遊休農地への指導	実施時期:3月～4月			
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 23件	指導面積: 2.7ha	指導対象者: 23人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: -ha	対象者: 0人	
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	各農家の考え方で耕作を休むことがあり、休耕地を第三者は見た目で「遊休農地と判断」として扱ってしまうため、解消判断が困難な場合がある。
活動に対する評価の案	本村は、地域住民と距離の近い総合行政で行っているため、口頭での指導を実施していたが利用意向調査が必須となったことから、文書での指導対応を行って見たが高齢者には厳しい対応になってしまう。

### 5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### 6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	各農家の考え方で耕作を休むことがあり、休耕地を第三者は見た目で「遊休農地と判断」として扱ってしまうため、解消判断が困難な場合がある。
活動に対する評価	本村は、地域住民と距離の近い総合行政で行っているため、口頭での指導を実施していたが利用意向調査が必須となったことから、文書での指導対応を行って見たが高齢者には厳しい対応になってしまう。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年12月現在)	農家数	500戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	137戸	17経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	0法人			
課 題	若い担い手が参入できる生産価値の高い農業の推進と地域の状況に合わせた農地利用を進め、担い手の育成を図る必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

##### (2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	0法人	0団体
実 績 ②	1経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	50%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	意欲のある農業者の情報収集を行い、農政課と連携し認定の推進活動を実施する		
活動実績	認定農業者候補者に対する個別説明を実施。 認定農業者の期間満了者の再認定を推進		

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標値が必要。		
活動に対する評価の案	普及の取組は計画どおり実施。		

##### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし		
活動の評価案に対する意見等	意見なし		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

##### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	実態を踏まえた目標値が必要		
活動に対する評価	普及の取組は計画どおり実施		

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年12月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	731ha	39.1ha	5.34%
課 題	優良農地のなかでも急傾斜地が多い地域(尻高地区)は面的集積ができないため遊休化が懸念され、農地の確保、有効利用を図る上で課題となっている。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

### (2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
2ha	9ha	450%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動 (通年活動+重点的に11月)
活動実績	活動計画どおり、通年活動として認定農業者等の担い手に対し制度の周知等を図る。

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	適切である
活動に対する評価の案	制度の周知活動として、広報誌等の利用に努める。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	適切である
活動に対する評価	制度の周知活動として、広報誌等の利用に努める。

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年12月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	731ha	2ha	0.27%
課 題	今まで違反転用が確認されたことはなかったが、平成27年11月に梅沢地区で木製チップ敷き詰め違反転用が確認された。今後は、農業者の高齢化と担い手の減少により「農地あまり現象」が発生し、農業離れからの違反転用等も懸念されるため、日頃から農地パトロールを実施する。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	2ha	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	地区農業委員の通年監視活動と発生した場合の対応策の検討
活動実績	通年監視活動を実施、農業委員会と県農業事務所の協力により違反転用の解消

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価の案	通年活動を今後も計画的に実施する。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、妥当なものとする。
活動に対する評価結果	通年活動を今後も計画的に実施する。

#### ※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。